

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号
行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件
原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名
被告 国

証拠説明書（甲B49～57）

2025年5月12日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田 護

弁護士 三宅 弘

弁護士 米倉 洋子



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 B 4 9	著書『日本国憲法論』(抜粋)	写し	2020 (令和 2) 年 9 月 20 日	佐藤幸治	プライバシー権とは、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を『どの範囲で開示し利用させるか』を決める権利」であり、憲法 13 条の幸福追求権によって根拠付けられる「自己情報コントロール権」であるとの日本の憲法学における通説的見解とその内容。
甲 B 5 0	論文「国家による個人の把握と憲法理論」	写し	2013 (平成 25) 年 10 月 10 日	編集：日本公法学会 著者：土井真一	自己情報コントロール権は憲法上の権利として位置づけられるべきであること、自己情報コントロール権は、個人情報の取得、利用、開示等について情報主体の同意を要するという「決定権としてのコントロール」と、自己情報の開示、訂正及び利用停止請求権を認める「チェックとしてのコントロール」に分類できること等。
甲 B 5 1	陳述書 (芦名)	原本	2025 (令和 7) 年 4 月 13 日	原告 芦名定道	原告の経歴、会員候補者として推薦された経緯、任命拒否による被害 (学術会議と自身)、任命拒否の根拠・理由を示す文書の不開示による被害、裁判所に臨むこと等。

甲B52	陳述書（宇野）	原本	2025（令和7） 年4月21日	原告 宇野重規	原告の経歴、会員候補者として推薦された経緯、任命拒否による被害（学術会議、日本の学術、自身）、専門家としての意見、裁判所に臨むこと等。
甲B53	陳述書（岡田）	原本	2025（令和7） 年4月25日	原告 岡田正則	原告の経歴、会員候補者として推薦された経緯、任命拒否による被害（学術会議、日本の学術、自身）、専門家としての意見、任命拒否に係る根拠情報不開示についての意見、裁判所に臨むこと等。
甲B54	陳述書（小澤）	原本	2025（令和7） 年4月13日	原告 小澤隆一	原告の経歴、会員候補者として推薦された経緯、任命拒否による被害（学術会議、自身）、専門家としての意見、裁判所に臨むこと等。
甲B55	陳述書（加藤）	原本	2025（令和7） 年4月25日	原告 加藤陽子	原告の経歴、会員候補者として推薦された経緯、任命拒否が分かった時の心情と被害（学術会議、日本の学術、自身）、特に任命拒否の根拠とされた事実に関りがあつたのではないかとの疑念、専門家としての意見等。
甲B56	陳述書（松宮）	原本	2025（令和7） 年4月15日	原告 松宮孝明	原告の経歴、会員候補者として推薦された経緯、任命拒否による被害とそれがわかった時の心情（学術会議、日本の学術、自身）、任命拒否及び根拠情報不開示についての意見、専門家としての意見、裁判所に臨むこと等。
甲B57	書籍『学問と政治 学術会議任命拒否問題とは何か』（岩波新書）	原本	2022（令和4） 年4月20日 （初版時）	第2事件 原告ら6名	第2事件原告ら6名が、自らが直面した任命拒否問題の本質について、それぞれの専門的学知から多角的に論じた事実とその内容。原告ら各自の学識の深さを示すと共に、法的にも、歴史的にも、政治的にも、本件任命拒否が日本政治の深刻かつ重大な問題である事実を立証する。